

区長報告第二十四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月十一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年九月十一日

港区長 武井雅昭

記

平成二十五年六月十二日議決を得た工事請負契約（夕風橋架替工事（上部工））の契約金額「一億九千六百七万九千百円」を「二億十三万二千三百四十円」に変更する。